



有機溶剤を取り扱う事業者の皆さまへ

平成27年1月1日から

注意事項の掲示の内容が一部変わります

有機溶剤中毒予防規則では、事業者は、屋内作業場等で有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、①有機溶剤が人体に及ぼす影響、②取扱上の注意事項、③中毒が発生したときの応急処置など有機溶剤等使用の注意事項について、労働者が見やすい場所に掲示しなければなりません。

平成27年1月1日から、有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置に関して、掲示内容が変わりますので、ご注意ください。

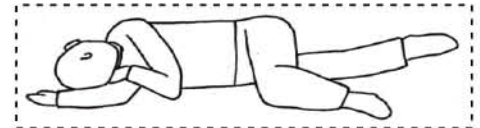
有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置について掲示すべき内容

改正前	改正後
中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。	
中毒にかかった者の頭を低くして横向き又は仰向きに寝かせ、身体の保温に努めること。	中毒にかかった者を 横向きに寝かせ、気道を確保した状態 ※で、身体の保温に努めること。
中毒にかかった者が意識を失っている場合は、 <u>口中の異物を取り除く</u> こと。	中毒にかかった者が意識を失っている場合は、 消防機関への通報を行う こと。
中毒にかかった者の呼吸が止まった場合は、速やかに人工呼吸を行うこと。	中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や 正常でない 場合は、速やかに 仰向きにして心肺蘇生 を行うこと。

※回復体位(横向きに寝かせ、気道を確保した状態)

横向きに寝かせて、できるだけ気道を広げた状態にする。

膝を軽く曲げ、下側の腕は体の前に伸ばし、上側の腕を曲げて、その手の甲に顔をのせる。



デジタルX線撮影検診車 整備のお知らせ

- 胃部・胸部デジタルX線装置を搭載
- 長野県を中心に全国で活躍



(2014年10月整備)



一般財団法人日本宝くじ協会
の助成を受けて整備しました。

一般財団法人日本宝くじ協会の助成により、胃部・胸部デジタルX線装置を搭載した最新鋭の検診車が2014年10月に整備されました。長野県を中心とした地域から全国に亘る人々の健康増進のため、有効に活用します。そして更に、効率的で精度の高い検診を目指し、胃がん・肺がん等の早期発見及び健康保持増進のため、寄与致します。